

令和2年度 第6回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

令和2年11月12日(木)

新宿区 総合政策部 区政情報課

【会 長】お待たせいたしました。それでは、ただいまより令和 2 年度第 6 回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。

議事に入る前に、本日の資料について事務局から確認をお願いいたします。

【区政情報課長】皆様、本日もよろしくをお願いいたします。

事前にお送りした資料につきましては、資料 2 7 から資料 3 3 までの 7 件の資料、それから情報セキュリティアドバイザーの意見一覧、そして前回ご審議いただきました児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく本人外収集等に関する幾つか質問が出ましたので、その確認事項についてというペーパーを送らせていただきました。なお、本日机前にお配りをした資料といたしまして、資料 2 8 の関連ですけれども、参考 2 8 - 2 というものを追加で机前に配らせていただきます。資料については、それぞれの案件ごとに説明者が確認をさせていただきます。

まず事務局のほうから、前回審議会で幾つかご質問をいただきました教育指導課案件、児童・生徒の健全育成に関する警察と区立学校との相互連絡制度に関するご説明、ご報告をさせていただきます。

こちらの追加の確認事項のペーパーをご覧ください。前回の審議会で、この警察と区立学校との相互連絡制度の協定の本人外収集等につきましては、幾つかご意見、それからご質問が出たところです。この資料に沿って説明をさせていただきます。

まず追加確認事項の 1 つ目でございます。本協定に基づくガイドラインの中で、区側が警察から情報を受けたり、あるいは提供した場合に、記録を作成するという内容になっておりまして、それがきちんと教育指導課に報告されているのかという質問に対して明確にお答えができませんでした。教育指導課のほうで改めて確認したところ、ガイドラインに従いまして、お配りはしていないのですけれども、様式の 1 号様式、それから 2 号様式、こういったものを学校において作成したものを指導課に報告をし、確認をしているということを改めて確認しました。

2 番目です。審議会の中で、前回警察から情報提供を受けた案件の中に、刑事事件と申しますか、事件に巻き込まれた生徒さんの情報がございました。その中で加害者、または被害者区分の記載についての考え方をご質問いただいたところです。2 番のところをご覧いただきたいのですけれども、本制度についてはあくまでも区立学校の児童・生徒に関わる情報、こちらが収集したり提供を行うものでありまして、区立学校児童・生徒以外の関係者の個人情報の収集、

提供は行っていないところです。ですので、前回の交際相手というような案件がありましたけれども、それについても氏名ですとか住所等については一切情報としてうちのほうに来ているものではございません。

それで本審議会への報告の様式について、加害者または被害者という区分を記載することについて改めて検討をしたのですけれども、審議会の資料等が公開されており、その収集や提供を行った時期や警察署の地域、それと結びつけることで個人の特定に繋がる可能性があるということで、現時点ではその区分を設けることは考えていないということで整理をさせていただきました。

また、3番、連絡担当者が誰なのかということで、警察側については生活安全担当課長、それからその代理ということでガイドラインはなっておりますけれども、基本的には代理の方と連絡をとっているということで、場合によっては生活安全担当課長や生活安全課長代理の指示により警察のほうの少年係の警察官やスクールサポーターと連絡をとることもあるということで、それについては氏名の報告を受けているということです。学校側については、校長もしくは副校長、または生活指導主任ということで限定しているそうです。

4番です。収集と提供の方法、面談についてご質問がありました。緊急を要するというのもありまして、一時的に電話でまず情報共有を行うということで、改めてその運用を確認したところ、やはりその後、しっかり面談、面接を実施しているということを確認したという報告が上がってきました。

また、5番、協定の改定ということで、協定やガイドラインについては、現段階では改定の予定について考えていないが、毎年内容等について確認をして、必要性も含めて関係者間で今後協議していきたいということでした。

最後にSNSや保護者への対応ということで、SNSの利用について、学校側でもSNSの東京ルールといった資料の配布や、それから年1回開催されるセーフティ教室など、情報モラル教育において、児童・生徒だけではなく保護者にも適切な利用について周知させていただいているということです。

報告は以上です。長くなりました。申し訳ありません。

【会長】今の点について、何かご質問かご意見ございましたら、どうぞ。

ないようでしたら、またこの件は年に何回か出てきますので、その都度具体的にご質問いただいたらいいかなと思いますので、これはこの程度で終了いたします。

それでは議題に入ることにいたしまして、説明される方は資料の要点を説明していただいて、

その後、必要に応じて補足を加えるように時間の短縮にご協力ください。

それでは、まず資料27「新宿区新型コロナウイルス感染症に対応した障害者の緊急ショートステイ事業に係る業務委託について」であります。それでは説明者は資料を確認の上、ご説明ください。

【障害者福祉課長】 障害者福祉課長の稲川でございます。よろしくお願いたします。着座で説明させていただきます。

資料の確認をさせていただきます。本日資料27というところでございます、まず諮問・報告事項の表紙がございます。そして、別紙で事業の概要、また別紙（業務委託）というものがございます。別紙で特記事項をつけさせていただいております。また最後になりますが、個人情報の流れについて図式したものを添付させていただいておりますが、よろしいでしょうか。

【会 長】 今、資料27-1ですよね。2つですよね。

【障害者福祉課長】 はい、2つになります。

【会 長】 どうぞ。

【障害者福祉課長】 それでは説明に入らせていただきます。「事業の概要」をご覧ください。事業名は、新宿区新型コロナウイルス感染症に対応した障害者緊急ショートステイ事業となります。担当課は障害者福祉課でございます。

目的です。在宅で障害者を介護する家族等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合に、その障害者を緊急一時的なショートステイにより受け入れることで、必要な介護を維持するとともに、介護者である家族等が安心して療養に専念できることを目的としています。

対象者は、区内に在住する、住所を有する障害者のうち、介護をしているご家族の方が新型コロナウイルスに感染し、一時的に入所等による介護が必要になった方というところでございます。

事業概要でございます。今現在、新型コロナウイルス感染症の蔓延の状況におきまして、在宅で障害者を介護する家族等が新型コロナウイルスに感染した場合、要介護者たる障害者に対する介護の維持というのが喫緊の課題でございます。そのため、そのような方を一時的にショートステイにより受け入れることで必要な介護を維持するとともに、介護者である家族が安心して療養に専念できることを目的にこの事業を実施するものでございます。

委託の内容でございます。本事業においては、2行目でございますけれども、短期入所施設を併設する区内の障害者支援施設、新宿けやき園の居室を確保し、以下の事業を委託いたします。

入所の手続の業務、日常生活上の支援、これは入浴、排せつ、食事等の介護になります。また送迎サービス、そして支援状況の報告という業務を委託いたします。

受け入れ予定人数は13名でございます。

この事業につきましては、11月1日から事業を開始しております。こちらの事業のスキームを組み立てるところで時間がかかっておりまして、前回の審議会のほうにかけることが間に合いませんでしたので、今回事後の報告となります。申し訳ございませんでした。

それでは、個人情報の流れについてご説明いたします。別紙の業務委託のところをご覧ください。委託に伴い事業者処理させる項目は記載のとおりでございます。こちらは本人を預かって介護等を行うのに必要な情報を情報提供いたします。

また、処理させる情報の記録は紙でございます。

委託の理由ですけれども、こちらの社会福祉法人邦友会（新宿けやき園）におきましては、短期入所施設を併設する区内の障害者支援施設であり、迅速に業務委託できるということと、専門的なノウハウを持って対応できるということで、こちらの事業者へ委託をいたします。

委託の内容につきましては先ほどのとおりです。

事業開始でございますが、令和2年11月1日から令和3年3月31日までの予定でございます。

委託に当たり区が行う情報保護対策は記載のとおりでございます。紙媒体で行いますので、郵送につきましては簡易書留で行い、記録を追跡できるようにいたします。また区のほうは個人情報記載された紙文書はキャビネット等に保管いたします。

委託業者のけやき園のほうに依頼する情報保護対策についてです。委託業者におきましても施錠できるキャビネットに個人情報については保管をさせます。また取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させます。この業務により委託先が知り得た利用者の個人情報は、5年間保護をした後、速やかに溶解等の適切な方法により破棄させ、証明書を提出させます。

個人情報の流れにつきまして、別紙27-1のところ図解をしておりますので、こちらで簡単にご説明をします。

まず利用者はショートステイの希望の申請を区のほうに提出いたします。区のほうとしましては、申請の受理をした後、ご本人の身体状況などを事業者と共有いたします。事業者のほうが入所可能ということになりましたらば、利用の可否について確認の返答をいただき、利用の承認、不承認の決定をし、それを利用者へ通知いたします。

その後、本人がこちらの介護施設のほうで基本的には14日間を考えております。これは新

型コロナウイルスの濃厚接触者の健康観察の期間を標準に考えてございます。14日間支援をしましたら、その後、事業者のほうから新宿区のほうに支援状況の報告をもらい、区のほうでその内容を確認するというところでございます。

先ほどちょっと説明が不足していましたが、こちらに入所する方は新型コロナウイルスの濃厚接触者ではありますけれども、PCR検査を受け陰性ということで他に感染のおそれがないということを確認した者のみを対象とする予定でございます。

説明は以上です。

【会 長】本件についてご質問かご意見がありましたらどうぞ。木もと委員。

【木もと委員】木もとです。11月1日から実施されているということですが、これまでの使用された人数はどのようになっているのか、その中で個人情報等に関する問題等はなかったのかということと、個人情報に関して入所者、退所した後5年間の保管となっておりますが、この保管はどのような場所で、どのような形で行うのか、その2点お伺いいたします。

【会 長】ご説明ください。

【障害者福祉課長】まず1点目の現在の実績でございますが、実績はございません。

2番目に、5年間の保管ですが、事業者でも施錠付きのキャビネットに保管をするように指導いたします。

【会 長】木もと委員。

【木もと委員】そのまま5年間、その場所ということでよろしいですか。

【会 長】ご説明を。

【障害者福祉課長】5年間施設で保管をするということで考えております。

【木もと委員】はい、分かりました。以上です。

【会 長】ほかにご質問。藤原委員。

【藤原委員】藤原です。資料の今のところなのですが、特記事項の11のところには資料等の返還等のところ、資料が不要になったときという文言もありますけれども、この一定期間保管するのか、不要になったかの判断はどのように今回はする計画になっているのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【障害者福祉課長】基本的には5年間ということですが、仮にですけれども、何かトラブル等が起こり5年以上何か資料を保管することが必要になった場合につきましては、必要に応じてそれを延長するというところで考えております。

【会 長】藤原委員。

【藤原委員】例えば利用された方がお亡くなりになって、再びこのサービスを利用しなくなる場合というのは不要かと思うのですが、追跡して判断等というのは考えていらっしゃるのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【障害者福祉課長】その方がお亡くなりになるかどうかの追跡までは考えておりませんが、昨今のコロナウイルスの影響というのがどういうふうに出るか分かりませんので、お亡くなりになったからといって即不要になる書類とは判断しておりません。

【藤原委員】はい、分かりました。ありがとうございます。

【会 長】ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。三雲委員。

【三雲委員】今のお話なのですが、恐らくトラブルがあった際の責任問題、何があったのかということを確認するため、特定するためにこういった資料を一定期間保管するのだと思うのですね。そのとき5年という期間に定めた理由について教えてください。

【会 長】ご説明ください。

【障害者福祉課長】支払いの関係もございますので、通常の給付費の保管の5年間に合わせて5年とさせていただきます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】場合によっては利用者の家族の方から損害賠償請求とか、そういったもの、5年以降に受けるという可能性もゼロではないと思うのですが、その辺りは特に考えずにやっつけらっしゃるということで、よろしいですか。

【会 長】ご説明ください。

【障害者福祉課長】5年以降に何かトラブルが起こった場合につきましては、こちらの施設での保管の資料ということではなく、ここにまず区のほうで契約といいますか、ご本人との承諾ももちまして依頼をしますので、そちらのほうの書類等で対応ができるかと考えております。

【三雲委員】そうすると区のほうは5年以降も保管されるということなのですから、この個人情報に関しては区のほうでどれぐらいの期間保管するというのを想定されているのですか。

【会 長】ご説明ください。

【障害者福祉課長】区のほうでは、その方が当面の間といいますか、この申請の情報だけで保管するというのではなく、サービスが使われた方たちの更生指導台帳という台帳のほうが残

っております。そちらで通常のいろいろなサービスとかのご利用の記録も全部残しておりますので、そちらの中に併せて保管をしていく形で考えております。

【会 長】よろしいですか。ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。津吹委員。

【津吹委員】津吹でございます。1点、先ほど14日間というのが濃厚接触者等の問題がということで14日を定められたとお聞きしたのですけれども、逆に身内が発症したということは、もうその時点で濃厚接触者になっているので、その段階でこの介護施設に置いていいのかどうか。ほかの入居者の方との問題がありますので、その辺は考えられているのでしょうか。それと同時に、先ほども質問があったように、情報だけ提供されて、その後、入居をお断りしますよと事業者側のほうで言った場合のその処理の方法だとか、先ほどの記録の情報だとか、その辺はどういうふうに処理されるのか教えていただければ助かります。

【会 長】ご説明ください。

【障害者福祉課長】まず1点目、感染の予防の対策でございますが、一応濃厚接触者となりましてからPCR検査を受けて陰性が確定してから入所のほうをするということで、まず陽性の可能性がある場合には入所しないということで考えております。また、そうはいつでもその後、発症する可能性というのもありますので、感染症対策を十分にとり、こちらの場合、ほかの入所者等と動線がきちんと分けられて確保ができるということを確認いたしましたので、こちらの施設に委託することにいたしました。

もう1つが、断られたりした場合なのですけれども、こちらの障害者の家族の方がPCR検査を受けたというご相談が新宿区に入った場合、こちらのけやき園に入所ということだけではなく、通常のサービスを増量するですとか、または医療機関に近いところに確保するですとか、いろいろな方法が考えられます。ですのでそういった相談が入ったときには、区のほうでその方にとって何が最善の措置なのかということをもまず検討した上で、けやき園がふさわしいということになりましたら、こちらに依頼します。

そういった流れの中でけやき園のほうから、ちょっと受け入れは困難だという話が来ました場合は、別のサービス、別の方法で保護するというので、区のほうでそれは検討していきたいと考えております。

【会 長】津吹委員。

【津吹委員】ありがとうございます。今、おっしゃったように陰性が確認され、また陰性が1回出たからと隠れ陽性というのもあり得るので、その期間というのはもう、逆に言うと放っておく状況なのではないでしょうか。そういう保護が必要な方だからこそ、今回こういうお話になって



いると思うのですけれども、その期間はどうかされるのか。その期間、多分保健所なのか、東京都さんと情報を共有しながら、その方をどう保護しようかという話になるかと思うのですけれども、そうすると東京都さんとの情報の共有だとか、そういう個人情報の共有という話になると思うのですが、その辺については今回全く触れていないのですけれども、それはよろしいのでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【障害者福祉課長】 私どもとしましては、新宿区保健所と情報の共有をしていきます。新宿区保健所のほうは保健所としまして本人から聞き取りをした情報、私どもも本人から聞き取りをした情報というところで対応をしていきたいと考えております。

また、ご家族が発症してから即入院するというだけでもないと聞いておりますので、その対応のスピード感につきましては、保健所と情報を共有しながら個別に対応していくということと考えております。

【会 長】 津吹委員。

【津吹委員】 先ほど区だけではなくて東京都との連携ですとか、そういう情報の共有というところも発生しないのでしょうかというご質問をさせていただいたのですけれども、そこはいかがなのでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【障害者福祉課長】 まず感染の状況につきましては、障害者福祉課としましては新宿区の保健所とのみやり取りをしまして、東京都につきましては保健所と東京都がやり取りをするという形になります。

【会 長】 この介護者の問題として、ちょっと言葉が、介護者と利用者というこの言葉の表現、利用者というのは障害者のことですよね。障害者の人のサービスの問題と、感染した介護者の問題がちょっと混乱しているから、なかなか今の質問に対して答えがはっきりしないのですね。何かそこらを、区としては障害者のほうだけ扱うつもりでやるのですか、それとも感染した介護者のほうもやると。これ課が違うのではないの、本来。感染した人をどうするかはよその課がやる仕事ではないの。それを一緒に今回やりますという話が今、来ているのでしょうか。

【障害者福祉課長】 ちょっと説明がよくなくて大変申し訳ございません。今回お諮りしている事業は、利用者である障害者の方をどのようにするかというところでお諮りをしております。介護者のほうは、医療関係のほうで対応をしていくということでございます。説明が分かりづ

らく申し訳ございませんでした。

【会 長】だから介護者のほうは保健所とか、いろいろな問題が起こると思うのですが、この件は障害者と障害者福祉課とけやき園、この関係の問題だけですね。だから今、津吹委員から出た保健所とか東京都とかは一応関係ない。だから、ほかの部門がやるということはあるでしょうけど、この障害者福祉課としては、そちらは関係ないのですよ、こういうことでいいですか。

【障害者福祉課長】はい、会長のおっしゃるとおりでございます。

【会 長】よろしいですか、津吹委員。ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。どうぞ。

【藤原委員】藤原です。ちょっと確認なのですが、介護する家族の方と障害者の方で、検査の時期が同じでない限り、陰性であることが分かった障害者の方のみ受け入れるということであれば、必ずタイムラグが出る可能性があると思うのですが、それは別の方法でと先ほどおっしゃられていたかと思うのですが、その別の方法というのをもう少し簡単に説明していただければと思うのですが。必ずタイムラグが出るのではないかと思うのですが。

【会 長】説明してください。

【障害者福祉課長】タイムラグは必ず発生いたします。そこにつきましては、例えば保健所のほうと協議をしまして、患者である介護者のほうを当面在宅療養にするという方法もありますでしょうし、もし即入院をするということでしたら、結果が出るまでは在宅でのヘルパーを増員するですとか、もしくはしばらく医療機関で扱うですとか、そういった形の対応が考えられると思います。

【会 長】藤原委員。

【藤原委員】そうすると、陰性か陽性か判然としないグレーな状態の障害者の方は、病院に一旦入るか、もしくはヘルパーの方を派遣するということになるわけでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【障害者福祉課長】現在では、グレーの方を受け入れる施設というのはなかなか見つからないと思いますので、在宅で何か手配をしながらやっていくというところで、そこは個別にどの支援を必ずやるというのは今、申し上げられませんが、個別の状況において考えていきたいと考えております。

【会 長】藤原委員。

【藤原委員】病院であればある程度対応、グレーの場合でも対応可能かと思うのですが、ヘル

パーさんの場合、グレーの場合の対応は困難ではないかと思うのですが、その辺は簡単にちょっと説明いただければと思うのですが。

【会 長】説明してください。

【障害者福祉課長】そこも感染対策を十分にとった上で、入れる事業者を探すというところになります。

【会 長】よろしいですか。ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、それでは本件は報告事項ですので、了承ということにいたしますが、よろしゅうございますか。

では、本件は了承ということで終了いたします。ご苦労さまでした。

次は、資料28「障害福祉サービス事業所及び介護サービス事業所の職員に対する新型コロナウイルス感染症のPCR検査業務の委託について」であります。それでは説明される方は資料の確認の上、ご説明ください。

【介護保険課長】介護保険課長です。着座にて失礼いたします。

資料の確認でございます。ホチキス留めで資料28という形での9ページまでという形のものがあります。次に資料28-1、個人情報の流れの絵図がございます。次に参考資料28-1、医学系研究として活用することの本人同意について、最後に、本日配付させていただきました参考28-2、個人情報の整理という形で横長のもの、以上となります。

それでは障害福祉サービス事業所及び介護サービス事業所の職員に対する新型コロナウイルス感染症のPCR検査の業務委託について、ご報告をさせていただきます。

まず2ページ目の事業の概要です。担当課は障害者福祉課と介護保険課になります。

目的は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防ということになります。

対象者は、障害福祉サービス事業所と介護サービス事業所に勤務する介助、介護をする職員という形になります。

事業の内容でございます。感染すると重症化するリスクの高い高齢者や障害者が利用しているサービスの事業所に勤務する介助、介護の従事職員についてPCR検査を実施するという形になります。実施に当たっては、医療機関、2段落目の「この度」のところの下ですね、国立国際医療センター、今後は「NCGM」という形で表現をさせていただきます。こちらと、それから検査をやります新型コロナウイルス検査センター株式会社、「検査センター」というふうに呼んでいきます。そちらの2社、2つの事業所に委託契約という形をとります。

対象となる人数ですけれども、6,300人程度を予定しております。

個人情報の流れですけれども、資料28-1の図をご覧くださいと思います。一番左側が障害福祉サービスの事業所、介護サービスの事業所です。黄色いのがNCGM、医療機関という形になります。その下の緑が検査センター、そして一番右側は私ども新宿区という形になります。

左上のところに1番、受診者の情報について、医療機関にリストを出します。その医療機関のほうはキットと検体を一緒にするため、ひもづけするための検体ID付といいますか、その作業をします。それをした上で、事業所のほうにキットと一緒に戻して、事業者のほうは唾液による検体の提出という形になりますので、⑤のほうで検査機関のほうに送ります。検査機関のほうはその結果、数値が書いてあるデータという形になります。それを医療機関のほうに送りまして、医療機関から結果が来るという流れになっております。

この図の中にはないのですけれども、その中で陽性になるような数値が出てくるといった形になったときなのですけれども、医師の指導の下によってとった検体という形にはならないので、もう一度医療機関で検査をして、検査で陽性ということになって初めて保健所のほうに届出を出すという形になりますので、こちらの国立国際医療センター（NCGM）の持っている機関のところでそれをやっていただくという流れになっております。

また、右上のほうに委託先及び新宿区における情報保護対策という形で、紙データの場合は施錠したキャビネットに保管する、IDやパスワードの認証やウイルス対策にログの記録や管理を行う、アクセスの制御、メールの送信時の場合はパスワードの設定をして、複数名によるチェックを行うということはきちんとやっていこうという形で、明記をさせていただいています。

次に、3ページの業務の委託についてというところを見てください。3つ目の委託に伴い事業者はどのような情報を処理するのかというところがございますけれども、氏名、性別、年齢、勤務する事業所、検査日と検査のID番号、検査結果という形になります。

こちらのほうの機関に委託する理由でございますけれども、2段落目の真ん中辺、このNCGMは総合感染症外来を有しているので、検査センターの結果が要再検査となった場合、総合感染症外来に取り次ぐという形になりまして、これが大きなお願いするところとなります。

この検査センターのほうは、NCGMとの連携の関係機関の事業者という形で、こちらの2つの事業所にお願いをするという理由になってございます。

一番下のところ、委託の開始及び期限は、手続がそろいましたら2年11月中旬頃から今年度いっぱい、令和3年3月31日まで契約を結ぶという形で考えてございます。

今度はまた28-1に戻っていただきまして、こちらの医療機関でございますが、研究機関ということもあって、私どもと契約を結ぶ仕様の中で、研究の目的という形で本人の同意があれば、この結果などを研究に利用することができるというような形で結ぶ予定になっております。なので、この一覧表の下の※印ですね。NCGMが本PCR検査の各対象者として本PCR検査における資料、情報を医学系研究として活用することの本人同意を得ます。本人が同意しない、医療関係機関として私の情報は使わないでくださいと同意が得られない場合でも、事業所の利用者は、検査は受けることができるという形にして、設定しようと思っております。

次の「なお」のところなのですけれども、この医学系研究というものについては、文部科学省や厚生労働省のほうから、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」というものが出されておまして、それに基づいてNCGMはやっていきますという形で聞いているところです。

なお、私どものほうも参考28-1という形でつけまして、この倫理指針に基づいてしっかりやっていただきたいという形の申し入れを行っております。その中で明記してもらいたいものという形で、1番、2番、3番という形で、これらのことは明記した上で、ご本人、PCR検査を受ける人たちに提示して、分かるように通知する形で、それから始めていただくというように考えてございます。もちろん同意ができない場合のこともきちんと受け取れるようなシステムにしてもらうようにやる予定です。

では、先ほど私のほうで、取り扱う個人情報という形でお話をしました黄色いところと緑色のところに違いがありますので、これを最後に説明したいと思います。

新宿区として、委託事業としては感染の拡大の防止のために行います。そのために必要な情報は、先ほども言ったのと同じ氏名から始まって検査結果までのこちらの情報になります。NCGMが本人の同意に基づいて医学的な研究をするという目的は、この感染拡大防止対策と、それから今後の感染拡大防止に向けた医学的研究を行うのだということが目的になり、それについてはNCGM自身でこちらの受ける勤務者の状況だったり勤務内容だったり、こちらについてはまだ調整中ではございますが、そういったものをこちらが独自で情報を収集するという形にすみ分けをさせていただきました。一応こういった形で事業所のほうにPCR検査をやる形で進めたいと思っております。

説明は以上となります。

【会長】では、この案件についてご質問かご意見ございましたらどうぞ。木もと委員。

【木もと委員】木もとです。今回医学系研究としてこの情報が活用される本人同意を得るとい

うことになっておりますが、どの段階で本人同意が得られるような状況になっていくのかというところが1点、そして最終的に本人同意が得られたデータ、情報は残るのだと思うのですが、本人同意のない、拒否をされた方の情報は最終的にどのような形で廃棄等々されるのか、その2点お伺いをいたします。

【会 長】ご説明ください。

【介護保険課長】この資料28-1の図の中で、まず検査をしますという形で私どものほうで事業所のほうにお知らせします。その際にもその部分はアナウンスしますが、4番のキットが、NCGMから事業所に行く段階で通知を出してもらおう形にいたします。

本人同意を得られなかった人の場合は、この事業に必要な資料28-2の図にある黄色い部分の情報しか提出しませんので、同意した人だけ緑色の部分となりますので、ほかの方法とか処理というのはほかの人と同じにはなると考えております。

【会 長】木もと委員。

【木もと委員】分かりました。ありがとうございます。

【会 長】よろしいですか。では、藤原委員。

【藤原委員】資料28-1ですが、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針を守ればこの参考28-1の申し入れは多分ちゃんとしていただけるのかなという関係にあるように思ったのですが、そこの申し入れと、応諾してもらえる見込みという関係をちょっと教えていただきたいです。

【会 長】ご説明ください。

【介護保険課長】私どもがこの契約を進める中で、今、参考28-1という形の申し入れをしている状態です。検査が始まる時に先ほど言いました資料28-1で、最初にNCGMからPCR検査を受ける人たちに出す通知文、それは私たちも入手しようと思っておりますので、それでこの参考28-1の内容が守られているということを確認しようと思っております。

【会 長】藤原委員。

【藤原委員】そうすると実際にその検査が始まるまで、この申し入れが認められるか認められないか分からないということになるのですかね。

【会 長】ご説明ください。

【介護保険課長】契約をする段階で、研究内容もまとめ準備する段階で事前にどういう通知を出すのかは見せていただきます。

【会 長】藤原委員。

【藤原委員】あと、個人情報保護法の改正とかに伴って、こういう規定の内容がいろいろ変わったりもしているかと思うのですが、この中で特徴というか、大きなポイントとして匿名にできるところは匿名で処理するべきだという考えがあるかと思うのですが、そういうことを考えると、この情報項目の中で氏名に関しては匿名化してもいいと思いますし、むしろするべきではないかと思うのですが、その辺の考えをちょっと簡単に説明してください。

【会 長】ご説明ください。

【介護保険課長】この検査をする上で、匿名というか、検体IDを附番してもらおうということが匿名化するというか、氏名が見えなくなる形になります。その作業自体をNCGMに行ってもらいます。なので、検体を検査するこの緑色のほうの検査センターのほうは、名前は分からない状態でやるような形になります。

【藤原委員】分かりました。ありがとうございます。

【会 長】よろしいですか。ほかに。伊藤陽平委員。

【伊藤（陽）委員】お伺いしたいのは、まずメールの件なのですが、メールでこのデータのやり取りをするといろいろな問題が何か発生しやすいような気もしていて、例えば送受信のエラーなんか起こる可能性もありますし、受信したデータをどう入力するかもちょっと分からないのですが、多分パスワードをかけるという話もあったので、ファイルで何かまとめて送るのかなと思ったのですが、その辺りを伺いたいというのと、あと委託先のシステムみたいな表記も書いてあって、ファイルサーバ等とあるのですけれども、これはどういうものなのかというのをもうちょっと詳しく伺いたいと思います。これはあれですか、事業者の方と新宿区もアクセスするような、そういったファイルサーバなのかなと思ったのですが、この辺りちょっとよく分からなかったもので、改めてご説明をいただきたいと思います。

【会 長】ご説明ください。

【介護保険課長】区とNCGMとのやり取りという形ですので、メールで送るというときも、先ほど言いましたように暗号化、パスワードを設定してやり取りをする形になります。データの送信のところでもファイルの暗号化という形でやりますので、うちのファイルサーバは閉じた形ですので、あちらのものについてはしっかり確かめながらやっていきたいとは思っています。うちのシステムは閉じている形にはなります。

【会 長】伊藤陽平委員。

【伊藤（陽）委員】ありがとうございます。結局インターネットからの分離みたいな話も書いてありますが、インターネットに繋がっているファイルサーバみたいなところが持ってやる

のかというところが気になりまして、まずそういうものがあるのかということと、今、メールのお話は何となく分かったのですけれど、メールはこの緑の新型コロナウイルス検査センター株式会社から矢印が上に出ているところはメールを使うというのは分かったのですが、ほかのところではメールは使わないということなのか。このファイルサーバとかメールとかいろんな表記があるので、ちょっと流れがよく分からなかったのもので、改めてご説明をいただきたいと思えます。

【会 長】ご説明ください。

【介護保険課長】基本的にメールのやり取りは、私どもとNCGMの間でのやり取りと思っています。オレンジ色のところになります。あとは3者契約ですので、検査センターとNCGMのところのやり取りになります。

【会 長】伊藤陽平委員。

【伊藤（陽）委員】そうするとこの資料28-1には、メールはこの緑のところしか書いていませんけど、全部基本的には、郵送と書いてないところは全部メールでやるという話になるのかなと思います。まずそういう認識で正しいのかということと、これまでこういう、特にこのレベルの個人情報扱うときに、メールを何回も往復させてやるということはあまりなかったような気もして、むしろこのファイルサーバと書いてあったので、こっちのほうが安全かなとも思ったのですが、これは本当にオペレーション的に大丈夫なのかということとは、どの程度確認されたのかというのがちょっと気になったので、改めて伺いたいと思えます。

【会 長】ご説明ください。あまり私、理解できていないのだけど、同じような質問が何度もいっていると思うのですよ、今。メールとファイルの暗号化で送ると、このファイルの暗号化で送ると、これはメールとは違うのですかとか何かちょっと、伊藤陽平委員がおっしゃっているのは、資料28-1の下のほうの緑の枠に(7)のところはメール等と書いてあるから、これはメールだねというのは分かったと。だけどほかのところはメールなのか、何で送られる、郵送と書いてあるところは分かりますよと。ただ、それ以外のところはどういうデータの送り方なのかと聞いているのではないかと、私にはそのレベルしか理解できていないのだけれども、それも私には分からないので、そこを説明してくれませんか。どういう方法で送っているのですか、それ。送付と書いてあった、送付。③なんか送付でしょう。送付というのは送るだけの意味なので、送る手段を聞いているのではないですか、伊藤陽平委員は。少なくとも私にはそれが理解されていないということ。

何かファイルをつくってUSBで送るというのも送付で今までそういう例がいっぱいあるの



で、ただ送付と書かれても何のことか分からない。ご説明ください。

【介護保険課長】ファイルの暗号化という形で書いてある①、③、⑩、こちらはメールにて暗号化して送ると。⑦データの送付メール等という形のところもメールでのやり取りを今、想定しています。

【会 長】伊藤陽平委員。

【伊藤（陽）委員】ありがとうございます。基本的にファイルサーバみたいなものは使わずにメールだけでやるということを理解したのですが、先ほどもお伝えしたように、メールは非常に、特に今回件数が結構多いと思いますし、扱う個人情報の内容もかなり重要なものになってくると思っているのですが、そういう情報を扱うときにこれまで、こんなに頻繁にメールを何度もやり取りしてぐるぐる回すみたいなことは、私がこれをやっているときは1回もなかったような気がしていて、特に一番危ないのではないかなという懸念をしているのですが、ファイルサーバを使ったりとか、L G W A N回線でやるという話だったら今までもあったのですが、これは結構危険なのではないかなという率直な意見を今、持っておりまして、その辺りの対策というのは何かされているのでしょうか。例えば1回でメールを送るというのと、頻繁にメールをやり取りするというのは全然話が違うと思っていまして、メール自体もあまりいいとは思っていないのですが、その送信回数をかなり少なくするですとか、送信するときの方法もシステムを使って何か対応するとか、その辺りもうちょっと検討したほうがいいと思っているのですが、本当にこれで大丈夫なのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【介護保険課長】今はまだN C G Mとやり取りをして検討していくところが必要な状況ですので、委員のご指摘を受けまして、より安全な方法というのもこちらの事務局ともお知恵をいただきながら対応していきたいと思えます。

【会 長】伊藤陽平委員。

【伊藤（陽）委員】分かりました。ちょっと今までこんなことはなかったと思うので、できれば最低限ファイルサーバみたいなシステムを使ってやらないと、このメールのやり取りの中で絶対問題が起きてくると思うので、そこはしっかり変えていただきたいということを要望して、質疑は終わりにします。

【会 長】ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。では、三雲委員。

【三雲委員】まずちょっと伺いたいのですが、このN C G Mについては当然新宿区の個人情報保護条例は適用されなくて、法律の適用になると思うのです。何法が適用されるのですか。

【会 長】 ご説明ください。事務局のほうですか、どうぞ。

【区政情報課長】 基本的に民間の事業所という位置づけで考えていますので、個人情報保護法が適用されると認識をしております。

【会 長】 三雲委員。

【三雲委員】一応国立の機関なので、行政機関個人情報保護法の可能性もあると思うのですが、どちらなのでしょう。

【会 長】 事務局のほうでご説明ください。

【区政情報課長】 国立の機関でございましたけれども、どちらの適用になるのかというのはちょっと確認をしていなかったものですから、確認はしたいと思います。

【三雲委員】 どの個人情報保護法が適用されるか分からないということを一応前提にして、恐らく独立行政法人なのでしょうから、行政機関個人情報保護法であろうという前提でちょっと伺いますけれども、そうすると当然今回の本人同意の部分についても、当然法律も適用があって、いろいろな判断が変わってくると思うのです。

そこでまず第三者提供について、2番の（1）であるとか、（5）他の研究機関への提供ということが書いてありますけれども、まず他の研究機関というものについてどこまで特定するのか、個別に特定するのか、あるいは範囲を特定するのか、この方法についてはどのように確認されていますか。

【会 長】 今のは参考28-1の、この本人同意についての書面の2の（1）ですか。他の機関。（1）と（5）、他の研究機関という言葉が出ているけどという質問ですね。

どうぞ、ご説明ください。

【介護保険課長】 これは倫理規定のひな形をそのままこちらに写し取っている形をとっておりますので、私どものほうではNCGMしか研究しないと捉えていますので、他の研究機関に提供はしないと捉えています。

【会 長】 三雲委員。

【三雲委員】 であれば本人同意をするときに、しないはずのものをできるものとしてあらかじめ同意をとっておくというのは不適切だと思いますので、ここは削っていただいて、他の機関への提供はしないということを確認して、それを本人にも明示すべきだと思います。

それからもう1つ、オプトアウトの規定について、この本人同意の3に書いてありますけれども、この手続についてはNCGMにどのようにするのかということについては確認されていますか。

【会 長】 ご説明ください。

【介護保険課長】 最初に検査を始めますという形で通知するときに、この内容をきちっと加味したものを事業所向けに出していただきます。

【会 長】 三雲委員。

【三雲委員】 そうではなくて、本人から同意を得て情報を提供してもらった後も、その情報について使ってほしくない、あるいはどのように使われているか確認したい、要するに自己情報開示請求手続と、使ってほしくない場合のオプトアウト手続は当然その法律上定めなければいけないはずなのですね。これらについてNCGMはどのような手続をきちんと内部的に定めているのかということを確認された上で、それを本人にきちんと示すことができますかということを知っています。

【会 長】 ご説明ください。

【介護保険課長】 最初に通知するときに、どういうふうになっているかということも入れてもらって、通知していただく予定です。

【会 長】 ちょっと待って。その説明を区のほうではしないの。区のほうは責任どうするのですか。この本人同意について、最後にでも言おうかと思ったけど、本人同意は本当に自由意思なのか、何か半強制的みたいに職員の人がしろうがなくみんな同意してやって、不満が出たのではしろうがないわけで。だから区が責任を持って、はっきり言えばうまくいくかどうか私、知りませんが、同意しないでもいいのですよと。徹底的に言って、検査を受ける人が6,300人のうち500人に減ってもいいのですかというのですよ。それを避けるために区は言わない、自分の口では言わないと。口を拭っているのではないの。NCGMに任せてしまっていて。

【介護保険課長】 委託した後の流れをここに示していますので、まず事業を始めますという形で、事業所には個別に最初に通知をします。その中で研究という形でNCGMは使いたいという形を言っていますと。それについては同意した場合だけになるということや、同意しなくてもこの検査は受けられるのですよということを区のほうの最初の通知の中でやる予定にしております。

【会 長】 事業所へ通知するというだけではなくて、個人に直接区のほうで説明することをしないのですか。これ私は個人情報の収集の問題だと見ているわけですよ。本人が提出を同意したからいいというものではないという考えなのです、私は。本当に真に同意して提供したならそれはオーケーですよ、それは別に文句言っているのではないのだけど。それはちゃんと行

ってやるのですかということを知りたいのです。

【介護保険課長】事業の単位は事業所単位でやる予定ですので、事業所向けに通知を出しますけれども、その事業所に向けた通知が全ての対象者に同じ通知を読んでいただくという形でやっていくつもりでございます。

【会 長】三雲委員、どうぞ。

【三雲委員】それで同意をとるときの方法なのですが、同意をする方がサインをすることになるのか、あるいはそれが嫌だという方がオプトアウトすることになるのか、それはどちらなのかということと、あと、同意をした後もオプトアウトしたいというときであるとか、自己情報開示請求をしたいというときの連絡先等に関する情報は、どのようにされるのか教えてください。

【会 長】ご説明ください。

【介護保険課長】やりたくないという人が意思表示できる形をとっています。それについても最初に研究に使用しますよという形でNCGMが流すときに、連絡先をきちっと明記して、こういうときにはここに連絡ください、こういうときはこういうふうにしてくださいという形でやっていただく予定になっています。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】分かりました。それともう1つお伺いしたいのですけれども、適用法はどちらか分かりませんが、非識別加工情報なのか、匿名加工情報なのか、いずれかの方法でもってさらに活用されるということが、要するにビッグデータとして活用されることが多分想定されていて、医療情報ですけれども多分次世代医療基盤法が適用されるので、そっちを使えば多分ビッグデータ化できるわけですね。そういったことについて区のほうとしてどういった考えを持っているのか。また、そういう形での使われ方をすることについて、当然本人同意を得る前に本人に対しても周知をしておく必要があると思うので、その前提としてそういう使い方をするかどうかということについてもNCGMに確認をして、しないということであればそれをしないということについて、確認の合意をしておかなければいけないはずなのですが、その辺りについてどういうふうにするのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【介護保険課長】これからNCGMと細かい詰めをやっていく中で、そういったことを注意しながら考えています。ただ、今、下話をしている中では、今回こういう形で感染症が出た、この中でこの検査がどうかというようなレベルのところしかまだ聞いてはいないので、ビッグ

データとしてというところは、そこまで考えているかどうかはちょっと不明です。そこら辺もしっかりとどこまでどうなのかというのは確認した上で作業は進めていきます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】感染拡大防止対策に向けた研究なので、そういった使われ方もあり得ることだと思うのですね。問題はやはり区の条例では、その使い方についてはもともと認めていない、考えていないところについて、今回外部にお願いをするに当たってはそういった使われ方もあり得るという点について、やはりしっかり整理をしていただくと。それについてどういうふうに規律をつくるのかということについて考えていただきたいと思います。以上です。

【会 長】それではよろしいですね。浦上委員、どうぞ、お願いします。

【浦上委員】浦上です。私、質問は資料28-1の9番の検査結果の通知というところなのですけれども、この検査で陽性が出た場合に、本人に別途検査していただくような形の手続ということで、この検査結果というのはどんなものになるのか。これは事業所向けの報告なのか、本人だけの報告なのかというところがちょっと分からなくなってしまったので、お話しいただけますか。

【会 長】ご説明ください。

【介護保険課長】ここの委託の中での内容としては、ご本人、それから事業所両方に検査結果が行かなくてはならないので、そういう形をとります。陽性者が出たとき、医療機関は保健所のほうに届出を出すということになります。私どものこの委託の検査だけでは確定とならないので、この人たちがもう一度このNCGMで、感染症のところで検査を受けていただいて、陽性となれば保健所のほうに届け出ていただくという形になります。保健所に届けてからは、そこから先は発熱して陽性だという人と同じように、保健所でのいろいろな対応がそこから始まっていくという流れになります。

【会 長】浦上委員。

【浦上委員】そうするとこの9の検査結果というのは、一応この検査では陽性が出ましたよというのを事業者と本人に連絡をするということでしょうか。

【介護保険課長】はい、そのとおりです。

【会 長】よろしいですか。先ほど出た、木もと委員からだったか、同意しなかった人の処理というのも問題で出たと思うのですが、そのことはちょっといいのですけれども。最初は個人情報が入った資料が行きますよね、NCGMに。NCGMにいろいろな個人情報ついたものが最初行きますよね。そこから検査センターのところでは個人名が分からない、いわゆる個

人識別情報というか、符号と原簿を突き合わせれば人の名前が分かるけど、検査センターに行ったときは個人名ではなくて、符号で行っていると。こういう理解でいいですよ。それで検査センターで検査した結果、NCGMにその結果が戻ると。NCGMはもともとの個人情報を持っていますから、くっつけることはできるけど、それは使わないで処理しますよと、こうなっていくと思うのですけれども、そのもとの個人情報がくっついているデータというか資料は、いつ、どういうところで廃棄されますか。

【介護保険課長】この一連の委託の契約が終わった、作業が終了したというところで廃棄してもらう形になるかと思います。

【会 長】作業が終了したというのはいつをいいますか。

【介護保険課長】契約期間が3年3月までという形になりますので、検査が終わってという形になります。

【会 長】6,300人の対象者が、検査センターに検体を送ったところで終わるのではないの。それが検査の結果をNCGMに報告した。それで本人に通知したまででもいいですけども、そこで終わるのではないの。

【介護保険課長】そこで終わるのですが、その事業をやる期間を3月末までという形にしています。なので、もしそれより早く終われば、そういう形になりますけど、一応時間、時でいうと3月末までという形になるかと思います。

【会 長】ごめんなさい、3年と聞こえたから質問したのです。来年の3月までには。

【介護保険課長】令和3年3月31日までの事業という形になります。

【会 長】全部個人情報は消えてしまうということでもいいですか。

【介護保険課長】はい。

【会 長】残されているのは、この医学系研究のために使われるデータは残るのですよね。

【介護保険課長】はい、そのとおりです。

【会 長】消すわけではないですね。

【介護保険課長】はい、そのとおりです。

【会 長】ただ、それは個人情報が一応分からないことになっていると。個人識別番号みたいなものについて、符号がついているだけだと。私の質問は、3月越した後に、NCGMは今の説明ですとなくなるとおっしゃったから、今度はもう、それ以降は個人の結びつけはできませんよね。それでいいですか。

【介護保険課長】はい。

【会 長】 それ徹底してもらって。

【介護保険課長】 それを徹底するようを見ていきたいと思います。

【会 長】 分かりました。ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、これは一応報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。

では、本件は了承ということで終了いたします。ご苦労さまでした。

それでは、資料 29 「受付番号発券システムにおける受付順番事前案内機能等の追加等について」であります。それでは説明される方は資料を確認の上、ご説明ください。

【戸籍住民課長】 戸籍住民課長です。よろしく願いいたします。

まず初めに、資料の確認となります。資料 29、ホチキス留めのもの、そして資料 29-1、2、3 と各カラーの A4 横のもの、こちらが各 1 部ずつになりますが、資料の過不足ございませんでしょうか。

【会 長】 4 種ですね。

【戸籍住民課長】 そうです。A4 の縦の資料 29 とカラー刷りのもの 3 枚、計 4 種類になります。よろしいですか。

それでは説明に移らせていただきます。件名が、受付番号発券システムにおける受付順番事前案内機能等の追加等についてということで、条例の根拠につきましてはそちらの記載の内容のとおりとなりまして、諮問と報告の案件となります。

おめくりいただきまして 2 ページ、「事業の概要」になります。初めに目的についてですが、戸籍住民課で利用しております受付番号発券機、こちらが来年の 1 月末に廃止しまして、更新を予定しております。この更新に合わせて待ち順番を電子メール等でお知らせする機能、受付順番事前案内機能や、インターネットによる受付番号発券機能、いわゆるウェブの受付番号発券機能、こういったものを追加することによりまして、来庁者における待ち時間の有効活用、それと庁舎内の待合スペースの混雑緩和等の区民サービスの向上を図るというものでございます。

対象者につきましては、戸籍住民課の窓口で手続を行う者ということでございまして、事業の内容になります。お手元の資料 29-1、A4 横のものをご覧ください。まず今現在の現行の受付手順になります。窓口の利用者の方、左側になりますが、戸籍住民課の窓口においていただきまして、まず初めに受付番号発券機、こちらを使いまして券を出力していただいております。この券の出力をされまして、区の窓口のほうで順番になりましたらお呼び出しをする

というものになりますが、その際に券のほうに左側の中段辺りになりますが、券のイメージ図をおつけしております。上側にバーコード、数字が入っております、その下側にQRコードがついている、こういった券をお配りしております、こちらの下側のQRコードつきのものを受付いたしますとお返りする流れになっておりますが、こちらのQRコードをスマホで読み込みますと、中段の2のところになりますが、待ち順番の確認をできるようになっております、窓口利用者の方は読み取った後、自分の待ち順番をインターネット、こちらのほうで確認をすることができるというのが現在の機能になっております。こちらにつきましては、読み込みをするだけですので、個人情報が入らないといったシステムになっております。

これに対しまして、資料29-2の2枚目のカラー刷りのものになりますが、今回受付順番事前案内機能の追加ということで、変更点といたしましては、券を発券するまでは一緒になりますが、発券した後に2番になりますけれども、利用者の方が自身のスマートフォンでメールアドレス、LINE-ID、または電話番号等を、QRコードを読み込んだページで登録することができます。登録をいただきますと、事業者のほうのサイト及びサーバのほうに繋がります、そのサーバに登録されまして、3番になりますが、受付の番号が近づきますと、例えば10番前になりましたということになりましたら、その10番前になりましたよというご案内を登録いただきましたメールアドレス、LINE-IDまたは電話番号宛てに通知するという機能を今回追加するというものになります。

続きまして、もう1つの追加の機能が、次の資料29-3になります。こちらにつきましては左側の利用者のところになりますが、ご自宅、あるいは勤務先など外出先から、1番になりますけれども、利用者の方が区のホームページ経由で事業者のサイトにアクセスをしていただきまして、メールアドレスを登録して、その登録の場でウェブの受付番号の券が発行されるというものになります。1番で申請を行って、2番のほうで発券し、通知が事業者のサーバから届くという流れになります。3番になりますが、待ち順番の確認ということで、利用者の方、区のホームページ経由で事業者のサイトにアクセスをしまして、自分の待ち順番をインターネットで確認することは従来のおりできるということになりまして、こういった2つの機能を使うことによって窓口のほうに来なくても事前にあらかじめ番号の受付をすることができると。併せまして10番前ですとか、そういった順番が近づきましたらメールで通知が来るということで、お客様の有効な時間の活用、あるいは窓口の待合スペースの混雑緩和につなげていきたいと考えているものになります。

それでは、最初の資料の2ページにお戻りいただければと思います。事業内容になりますが、



1番、2番につきましては先ほど申し上げたとおりです。3番目の本審議会における付議内容になりますが、1つはシステム開発（機能の追加）ということで、待ち順番は電子メール等でお知らせする機能、また受付番号の発券の機能等を追加するというものです。

2点目は、業務委託（協定）ということになりますが、本事業を実施するに当たってこちらのシステムの構築及び維持管理業務を、協定を締結する事業者を実施させるというものになります。

ここで協定と記載されておりますが、今回委託形式ではなくて、事業者とのこの実施に当たりまして、ここには記載がありませんが、広告付きのモニターを別途用意しまして、そちらのほうで広告収入を事業者は得るというものになっております。その得た収入のほうでこちらの受付番号発券システムの費用を賄うということで、区のほうの支出の費用が発生しないということで、いわゆる契約ではなくて協定という形で今回事業を行わせていただくということで、こちらの協定を締結すると記載をさせていただいているところになります。

続きまして、3ページになります。今回の個人情報処理システム開発・変更関係ということで、追加の事項になります。2番の記録の項目の部分につきましては、電子メールアドレス、LINE-ID、電話番号、そして記録するコンピュータ、3番になりますが、電磁的記録媒体ということで協定締結先事業者のサーバになります。このサーバに一時的に記録されました電子メールアドレス等につきましては、サービスの利用が終了した翌日には消去されるということで確認をしているものになります。

そのほか一番下の新規開発・追加・変更の時期になりますが、令和3年1月下旬に検証の作業を行いまして、2月1日から本稼働ということで予定しているところになります。そのほかについては記載のとおりになっております。

おめくりいただきまして4ページになります。こちらシステム等の構築及び維持管理業務の協定についてということでございまして、委託先、3段目になりますが表示灯株式会社、こちらにつきましては先月プロポーザルにより選定した事業者となっております。

そのほかにつきましては、こちらの記載のとおりになりますが、一番下の委託事業者に行わせる情報保護対策ということで、運用上の対策につきましてはそちらの1、2、3に記載のとおり、またシステム上の対策につきましても1番になりますが、事業者のサーバにはお知らせの送信に必要となる電子メールアドレス等のみを一時記録させまして、氏名、住所等の個人情報は記録させないという取扱い、また2番になりますが、事業者のサーバには一時記録する電子メールアドレス等は暗号化を施しまして、サービスの利用が終了した翌日には消去させると

いった内容を盛り込んでいるというものになります。

そのほか特記事項等につきましては、所定のものをこちらに添付しているというものになります。

雑駁ではありますが、説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

【会 長】 それでは、事務局のほうからセキュリティアドバイザーのご意見を。

【区政情報課長】 セキュリティアドバイザー意見一覧の1行目をご覧ください。意見の内容でございます。LINE-IDを使用して受付順番事前案内の通知をする場合、ログがLINE社に残るのか、確認を行うこと。区役所に来たというログであればよいが、戸籍などの具体的な窓口に来たということが分かるログである場合、個人のプライバシーに関わる場合が想定されるためである。

それに対応した担当課の回答でございますけれども、LINE-IDの使用に当たり、LINEの使用ログがLINE社に残るため、サービスを利用した区の窓口、具体的な窓口が特定されないようプライバシーに配慮したシステム設計を行っていきますということ。それからLINE-IDについては、本事業のために新たに設定されるものではなく、既存のLINEのサービスを使っただけなのでございますけれども、利用者ご自身も利用目的の範囲やLINE社の規約を確認・同意をしていただいた上で、様々なサービスを使用していただくものであるということを利用に当たってご利用いただくように、区としても利用者にご案内をする工夫をしていきたいということです。

以上です。

【会 長】 それでは本件についてご質問かご意見ありましたらどうぞ。木もと委員。

【木もと委員】 広告表示等々の話がありましたが、具体的にちょっとどのような形なのか、多分1階等々のモニター表示だと思うのですけれども、確認をしたい。例えばメール等で送られている文章等々の中には広告等、そういうのは入ってこないか、その点ちょっとまず確認させてください。

【会 長】 ご説明ください。

【戸籍住民課長】 まずメール等に広告が来ないのかというところにつきましては、そちらのほうは全く来ないような内容になっております。モニターでの表示につきましては、今、想定しているのは12分に1式といいますか、12分ごとに同じ情報が回るようなものになりまして、その中に区の伝えたい情報等を4分程度、それ以外の時間については事業者のほうで選定する広告の掲載ということになるのですが、広告の基準につきましては新宿区のほうでそういった

基準を区政情報課のほうで設けておりますので、そちらに照らしまして合致する内容ということとで予定をしているというものになります。

【会 長】木もと委員。

【木もと委員】分かりました。翌日にはデータ等消えるということなので特に問題はない、また希望者ということですので、いいのかなと思うのですけれども、例えば区役所に来た情報等々のセキュリティアドバイザーの話もありましたが、そういうことも利用していただく利用者に案内をするというのがありましたので、そこのところをしっかりとやっていただいて、その上で希望する方が使えるような形の仕組みにさせていただくのがいいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

以上です。

【会 長】分かりました。ほかにご質問かご意見ございませんでしょうか。三雲委員。

【三雲委員】確認なのですが、現行の発券システムによる個人情報を取り扱わない案内というのですか、あと何人というこの案内については、これはこれまでも区のほうでやってきた事業だと思うのですが、これは継続をするということ、それに追加して今回のものが加わるのか、それとも個人情報を取り扱う新しいものしか残らなくなる、いずれなのでしょう。

【会 長】ご説明ください。

【戸籍住民課長】こちらにつきましては継続して実施するようになります。ただ、事業者も違いますので、ホームページのつくり等は若干変更にはなるかと思いますが、引き続き利用いただけるようにいたします。

【会 長】よろしいですか。ほかにご質問かご意見ございませんでしょうか。

ないようでしたら、本件は個人情報の処理・開発については諮問事項、それから業務委託については報告事項ですので、諮問事項については承認、報告事項については了承ということでよろしゅうございますか。

では、本件はそういうことで終了といたします。

これ表現の問題ですけれども、今回は業務委託ではなくて業務協定ということ。その業務委託と業務協定と言葉が違うということになってきて、どう内容が違うのでしょうか。

事務局、どうぞ。

【区政情報課長】名前としましてはその事業の協定締結ということなのですが、区の事業を一部担っていただくという意味では、同じ契約という扱いで個人情報の取扱いですとか、広告の審査の内容についても守っていただくことで業務委託も協定も同様に考えています。

【会 長】委託だと区のほうが上で、頼んだほうが言うことを聞かないと云々で、こちらの指示どおりでいいのだけど、協定と言われてしまうとある程度向こうに独立性、向こうが自由にできる範囲があるのではないかと思うわけですよ。言葉の意味合いですが、その辺の整理は今後必要になるかなと思います。

それでは、今度は資料30ですね。資料30「個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委託等について（委任内容の変更）」であります。それでは説明の方は、資料を確認の上、ご説明ください。

【戸籍住民課長】では、引き続き資料30についてご報告させていただきます。

まず資料の確認になります。お手元の資料30、こちらのホチキス留めのもの1部、そして資料30-1、A4横のものになります。そして資料30-2、続きまして参考30-1、参考30-2、以上が資料となりまして、5点になりますが、過不足ございませんでしょうか。

【会 長】よろしいですか。どうぞお進めください。

【戸籍住民課長】それでは説明に移らせていただきます。資料30、件名になります。個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任等についてということで、今回委任内容の変更となります。条例の根拠はこちらに記載のとおり、報告事項ということでございまして、2ページをおめくりください。

「事業の概要」になります。まず目的ですが、地方公共団体情報システム機構、以下機構と呼びますが、こちらに委任して行わせております通知カード・個人番号カード関連事務、個人番号カードはマイナンバーカードです、いわゆる。こちらにつきまして法改正によりまして、通知カード、こちらの新規発行が廃止されまして、個人番号、マイナンバーの通知につきましては個人番号通知書というものによって行うことになりましたので、委任先に処理させる委任内容が変更になったということで、今回ご報告になります。

今回ご報告事項にはなりますが、実は令和2年5月1日から始まっておりまして、本来ですと事業開始前にこちらにお諮りする内容でございましたので、遅れての報告になります。誠に申し訳ありませんでした。今後こういうことがないように対処してまいりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、対象者になります。新宿区の住民基本台帳に記録されている者ということで、事業内容の概要になります。区では平成27年より、こちらの法に基づきまして通知カード、通知番号カード関連事務を機構に委任して、区民の方に対しまして個人番号を通知カードによりまして通知をしてきたところです。

通知カードにつきましては、転居時等における住所等の記載事項変更の手続が、住民の方、また区市町村職員の双方にとって負担となっていたこと、またデジタル化推進の観点から、公的個人認証が搭載された個人番号カードへの移行を早期に促していくことが求められておりました。そこで国のほうで今回法改正を行いまして、通知カードの新規発行及び記載事項変更等の手続を廃止いたしまして、個人番号通知につきましては個人番号通知書により行うこととしたものになります。これにより平成27年から機構に委任しておりました通知カード・個人番号カードの関連事務において、委託の内容が変更になったため、こちらの変更をするというものになります。

こちらのほうで資料の確認をさせていただきますが、後ろ2枚の参考30-1、こちらが皆さんにも届いたかと思いますが、通知カードの従来のもものになります。次に参考30-2になりますが、こちらが変更後の個人番号通知書というものになりまして、こういったものになりましたというものになります。

併せまして事務の内容につきましては資料30-1、A4横のカラー刷りのものをご覧ください。こちらは市区町村における個人番号カードの交付業務フローの一連の流れになりまして、今回改正になった部分につきましては左側の赤字の部分になっております。こちらが従前は通知カードということになっておりましたが、それぞれ市区町村、住所地のほうで個人番号通知書、こちらのほうの交付申請データ作成を行いまして、機構に連絡を送り、機構のほうから機構が委託している事業者へ通知書のデータを取込、あるいは交付の申請書の発送というのを行いまして、区民の方に個人番号通知書、交付申請書の受領という流れになっていたということで、こちらのほうに変更点になっているものになります。

資料30、2ページにお戻りください。事業内容の2番になりますが、通知カードと個人番号通知書の違いになりますけれども、通知カード、こちらにつきましては個人番号を通知するためのものであり、個人番号、氏名、生年月日、住所、性別が記載されていて、かつ個人番号を証明する書類として利用できるという規定になっておりました。こちらが(2)になりますが、個人番号通知書におきましては、個人番号、氏名、生年月日、個人番号通知書の発行の日が記載されておまして、個人番号を証明する書類としての利用はできないと内容が変わっているものになります。

変更日は3番になりますが、令和2年5月25日というものになります。

対象者数につきましては、住民人口が記載されているものになります。

続きまして3ページになりますが、こちらにつきましては業務委託の内容になりますけれども

も、太字のゴシック、下線があるところが平成26年度第6回及び令和元年度第4回の本審議会了承事項からの変更箇所になっております。こちらの個人通知カードとあったところにつきまして、個人番号通知書ということで変更しているものになります。また委任の開始時期及び期限についても記載のとおりとなっております。

個人情報の取扱いにつきましては、従来と変更は全くございません。

5ページ、こちらにつきましては業務委託等ということで、委任内容の変更の内容になっておりまして、同じく太字のゴシックのところにつきまして、変更の箇所になっておりまして、記載のとおりとなっているものになります。

急ぎ足になりましたが、こちらの内容等につきましては以上となっております、資料30-2「委任に伴い事業者処理させる情報項目」、こちらにつきましても個人番号通知書ということで変更となっております。業務委託の内容、情報の項目について変更点はございません。

以上となります。

【会 長】ご質問かご意見。藤原委員。

【藤原委員】藤原です。2ページのところの変更日、変更点、それから報告が遅れたというお話が先ほどありましたけれども、簡単にちょっと理由を説明していただきたいと。

【会 長】どうぞ、ご説明。

【戸籍住民課長】このたびは申し訳ございません。今回法改正ということで、私どものほうで法改正については報告事項と捉えてしまいまして、委託内容ということでしたので、本来は事前にするべきものだということでご指摘を受けまして、その点については当方のミスということになってしまい、申し訳ございませんでした。

【藤原委員】分かりました、ありがとうございます。

【会 長】ほかにはご質問、ご意見。個人番号通知書というのは来るのですか、近々に。どうということですか。

【戸籍住民課長】失礼いたしました。こちらにつきましては、今、既に個人番号通知カードをお持ちの方につきましては、再度の通知はございません。例えばこれから生まれてくる方は番号を持っていらっしゃいませんし、あるいは平成27年以前のこの制度ができる前に国外に継続してお住まいになった方で、初めて日本に戻ってきましてという方も番号が振られておりませんので、こういった方に対しまして個人番号通知書が送られてくるということになります。ただ、今、お持ちの方は送られてこないと。

【会 長】ああ、そういうことね。新しい方だけ。それで今、持っている通知カードは、個

人番号を証明するのに使っていますよね、コピーして。ただ、この今のこの2ページの事業の概要を見ると、2の違いというところがあるではないですか。カードと今度の通知書の違い。その(2)のところ、最後の行ですけど、個人番号を証明する書類としての利用はできないと書いてあるのですよね。今までの通知カードは番号の証明に使えたわけですよね。今度使えないというのは、要するにもう個人番号カード、写真入りのものをもらわないと使えませんよと、そのことをいつているのか、どういうことですか。

【戸籍住民課長】ご質問でございますが、個人番号カードはもちろん国としてもつくってほしいというのが本音ですが、あと証明する手段としましては、住民票の写しにも番号を記載することができますので、場合によっては住民票、どうしても番号だけを知りたいという場合につきましては住民票の写しで番号記載をということでご希望いただければ、そちらのほうでも証明として使えるというものになります。

【会 長】今もそれはやっていますよね。分かりました。

ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。浦上委員、どうぞ。

【浦上委員】質問なのですが、個人番号通知書には通知書の発行の日というのがありますがけれども、これは特に管理する必要がない情報なので、情報項目の中には入っていないという理解でよろしいでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【戸籍住民課長】通知の部分につきましては、個人情報ということではございませんので、記載事項としては入れましたけれども、対象にはならないという理解です。

【会 長】ほかにご質問かご意見ございませんでしょうか。

ないようでしたら、本件は報告事項ということですので、了承ということでよろしゅうございますか。

では、本件は了承ということで終了いたします。ご苦労さまでした。

それでは次に、資料31「戸籍法等の改正に伴う戸籍副本データの送受信に係る戸籍情報システムの外部情報システムの外部統合等について（情報項目の追加）」であります。それでは説明される方、資料確認の上、ご説明ください。

【戸籍住民課長】では、引き続き資料31の「戸籍法等の改正に伴う戸籍副本データの送受信に係る戸籍情報システムの外部結合等について（情報項目の追加）」についてご説明させていただきます。

初めに資料の確認でございます。資料31、ホチキス留めのものと、資料31-1のA4横

のカラー刷りのものの資料になります。過不足ございませんでしょうか。なお、この後の資料32の案件につきましても、関連した戸籍住民課の事項になりますのでご了承ください。

では、説明に移らせていただきます。1ページ目の条例の根拠になりますが、今回報告事項ということで、法の第14条から第17条各条項の対応となっております、おめくりいただきまして2ページになります。事業名、目的、副本管理システムということで、目的、令和元年5月31日に戸籍法の一部を改正する法律、こちらが公布されまして、その中で公布後5年以内に施行される戸籍情報連携に関する改正法、こちらによりまして今現在は法務大臣が所管する戸籍副本データ管理センターに送受信する情報項目というのがあるのですが、こちらの項目が追加されたというものになります。

こちらに基づく全国一律の事務処理を適正に行うため、今回必要な外部結合、それに伴うシステムの改修と業務委託を行うというものになります。

なお書きになりますが、今回の改正の目的は、以下のとおりでありまして、戸籍事務における住民の利便性の向上に資するものということで3点ございます。1つ目が行政手続における戸籍謄抄本の添付の省略、そして2つ目が戸籍の届出における戸籍謄抄本の添付の省略、3つ目が本籍地以外での戸籍謄抄本の発行、いわゆる広域交付というもの、この3つが予定されておりまして、令和5年の後半に全国で実施されるということで、今現在、進められているものになります。

対象者につきましては、新宿区の戸籍簿・除籍簿に登載されている者、及び新宿区に戸籍の届出をした者ということで、事業内容の1番になります。区では平成25年9月から法令に基づきまして大規模かつ広域な災害時に、区市町村の保有する戸籍の正本データ、これが滅失した際にデータをバックアップすることを目的としまして、戸籍の副本データ管理センターと外部結合を行っております。これは平成25年度の第3回の本審議会です承いただいているものになりまして、このたび令和元年5月31日、先ほど申し上げましたが法改正が行われましたので、戸籍副本データ管理センターに送受信する情報項目が追加されたということで、この項目を追加することで段階的にマイナンバーを活用した行政機関等への戸籍関係情報の提供、それと区市町村間での戸籍事務内連携を行うことが可能になり、社会保障手続などの行政手続におきまして、身分関係の確認のために添付する戸籍謄抄本を省略できるようになるなど、住民の利便性の向上に繋がるものということです。

今回の外部結合につきましては、令和5年度から行政手続における戸籍謄抄本の添付省略等を実施するための前段階の処理によりまして、まずは戸籍の附票データを利用して戸籍関係情



報にひもづけるための情報項目の追加を行うものであります。

この戸籍の附票データを利用してというところにつきましては、この後の資料32のほうでご報告をさせていただく予定になっております。

2番の「戸籍法等の改正に伴う報告事項」になりますが、まず外部結合の情報項目の追加、こちらのほうが1点目、2点目が戸籍情報システムの改修、そして3点目が改修の業務委託ということで、こちら開発事業者に委託する内容になっております。

対象者につきましては、本籍を有する方、また戸籍を届出した件数を参考に掲載させていただいているものになります。

個人情報の流れにつきましては、資料31-1をご覧ください。赤色の部分が本審議会の報告事項になりまして、システムの流れ、あるいは右上のほうになりますが、情報の保護対策、こちらにつきましては従来どおりとなりまして、変更点等はございません。変更の部分につきましては、左上のほうになりますが、システム改修ということで情報項目の追加を行うという内容になっております。

また、真ん中の赤字の部分になりますが、市区町村からの専用装置で、L G W A N回線で繋がっての情報連携のところになりますけれども、外部結合ということで情報項目を追加されますというような内容がこちらに記載されているというものになっております。

続きまして資料3ページをご覧ください。電子計算機の外部結合関係の内容になっておりまして、変更点につきましては太字のゴシックのところは平成25年度第3回本審議会の了承事項からの追加内容になっております。

結合される情報項目につきましては、1の対象者、こちらは従来の戸籍簿・除籍簿に登載されている者に加えまして、新宿区に戸籍届出をした者、2番の情報項目、こちらが12番の全部事項イメージ、13の異動情報、14の不受理の申出情報、そして法務大臣から受信する情報、こちらのほうが新たに加わっているというものになっておりまして、情報提供用の個人識別符号というものがございまして、こちらのほうは法務省のほうから各本籍がある方、戸籍がある方について識別の符号が送られてくるというものになっております。

結合の相手方、こちらのほうが従前は管理法務局になっておりましたが、今度の改正に伴いまして法務大臣が管理するという内容に変わっております。

結合する理由につきましては、先ほど申し上げましたとおりになります。

結合の形態、こちらにつきましては従前は日次送信ということで、毎日一定の時刻に送信するという形式をとっておりましたが、改正に伴いまして随時送信に変更するということになって

おります。

結合の開始時期と期間、こちらにつきましては令和3年7月20日からということで、国のほうから通知をいただいているというものになっておりまして、同日から戸籍副本を全件送付し、その後は随時送受信するという予定になっております。

下の情報保護対策につきましては、変更点はございません。

続きまして、5ページ、個人情報処理システム開発・変更関係になります。こちらにつきましても記録される情報項目、太字になっておりませんが、先ほどと同内容の変更点になっているものになりまして、開発等を委託する場合における個人情報保護対策、こちらにつきましても記載のとおりとなっております。

6ページになりますが、新規開発・追加・変更の時期につきましては、本審議会了承日からシステム改修及び検証を行いまして、令和3年7月以降、本稼働という予定になっております。

7ページになりますが、業務委託ということで、改修業務及び保守業務の委託につきましても記載のとおりとなっているものになります。

最後の9ページにつきましては、特記事項を記載しているものになります。

雑駁ではありますが、以上となります。

【会長】 それではセキュリティアドバイザーのご意見等。

【区政情報課長】 アドバイザー意見一覧の2行目をご覧ください。意見内容は、戸籍関係における過去の個人情報漏えい等の一般的な事故の話ですけれども、システムの面よりも人的な問題に起因するものが多い。そのため内部の研修、操作研修など、継続的にすることという意見を受けまして、担当課ですけれども、個人情報の取扱いについては課内研修及び初任者、中級者、係内研修などを通じて重要性和防止について教育している。また証明交付の際のチェックマニュアル作成、証明書の誤交付などがないように防止策を講じているということで、防止に今後も努めていくという内容で回答をいただいています。

以上です。

【会長】 それでは、本件についてご質問かご意見がありましたらどうぞ。よろしいですか。法令の改定に伴うものですからね。

それでは、本件は少し複雑なのですけれども、外部結合とか電算開発は本来なら諮問事項なのですが、法令に基づくものなので、外部結合も電算開発も業務委託も全て報告事項ということでよろしいそうなので、了承ということでよろしゅうございますか。

では、本件は了承ということで。

それでは、もう1件、資料32。事務局のほうでは本件だけ、これだけはぜひやってほしいということで、資料32「住民基本台帳方等の改正に伴う戸籍の附票記載事項の送受信に係る戸籍情報システムの外部結合等について（情報項目及び結合先の追加）」であります。それでは説明者、資料の指摘の上、ご説明ください。

【戸籍住民課長】では、まず資料の確認をさせていただきます。資料32、A4縦のとじたもの、そして資料32-1、A4横のカラー刷りのもの、以上となりますが、よろしいでしょうか。

【会 長】はい、どうぞ。

【戸籍住民課長】では、説明に入らせていただきます。今回は報告事項というものになります。2ページをお開きいただきまして、事業の概要につきましては、戸籍の附票の内容になっております。目的といたしましては、先ほどと同様に。

【会 長】戸籍の附票が分からない人がひょっとしているかもしれないので、何なのか。

【戸籍住民課長】分かりました。戸籍の附票というものにつきましては、まず戸籍の謄本というのは皆さんご存じかと思うのですが、この戸籍に付随しまして、その戸籍に載っていらっしゃる方の住所が記載されている別の簿冊といいますか、そういったものになります。住所のものについては住民票というのが別にありますか、住民票についてはその住所地等を確認するものに本来なりまして、戸籍謄本、こちらは身分の保証、身分の証明をするものとなりまして、いわゆるご家族関係ですとか、戸籍謄本はそういった内容になっておりまして、その附票というのはその間といいますか、本来戸籍についてはいるのですが、住所地の確認もそれができるようなものになると。例えばAさんの住所地は分からないけれども、戸籍でいいますと本籍地から附票で住所の確認をとることができるですとか、そういった利用もいただいているようなものになっております。

ちょっと雑駁ではありますが。

今回、その戸籍の附票についての変更になりまして、目的といたしましては令和元年の5月に法改正がございまして、戸籍の附票に対しまして情報の項目及び結合先の追加が行われることになったというものになります。1つ目が、他の市区町村と送受信する戸籍の附票記載事項通知に係る情報項目、具体的には住民票コードというのがありまして、こちらを附票に追加します。2つ目が、その戸籍の附票記載事項の送信先に、新たに地方公共団体情報システム機構を追加するという2点になりまして、そちらの改正の目的につきましては、先ほどと同様な住民の利便性の向上に資するものということで、3点の同内容を掲げているものになります。

対象者につきましては記載のとおりになりまして、事業内容、こちらにつきましても記載のとおりということをご確認いただければと思います。

個人情報の流れにつきましては、資料3 2-1、A 4横のものをご覧いただければと思います。右側の各システムにおける情報保護対策、右上ですね、こちらについては従来のものと変更点等ございません。ただ、左下にありますが、今回地方公共団体情報システム機構との連携がありますので、こちらの外部結合、左下になりますけれども、住民基本台帳法、戸籍法及びデジタル手続法の改正に基づいて結合先を追加するというので、今後マイナンバーを活用した社会保障手続等を行う際に、各自治体への戸籍関係情報の提供を行うために、住民基本台帳ネットワークシステムの運用を行っている地方公共団体情報システム機構とするということ、こちらのほうにも新たに附票の情報を送るということになっております。

左上のほうにありますが、システムの改修に当たりましては3点ございまして、記録する情報項目ということで住民票コード、先ほどの戸籍のほうの改正を申しあげました情報提供用の個人識別符号を追加いたします。2つ目が、他の市区町村と送受信する戸籍の附票記載事項通知に係る情報項目、住民票コードを追加するものです。3つ目が、先ほど申しあげましたJ-LISを送信先に追加するというので、こちら3点の改修業務を開発事業者の富士通に委託するというので予定をしているものになります。

資料3 2に戻りまして、3ページをご覧ください。太字のゴシックの部分が今回の追加内容になっておりまして、情報項目として16番、住民票コードの追加、そしてJ-LISへの送信する情報項目を新たに準じた内容を記載しているものになります。

そのほか変更点については記載のとおりとなりまして、結合の開始時期と期間、こちらは令和3年9月1日から結合を新たに開始するという予定になっております。

情報保護対策については従前のとおり変更点はございません。

また、5ページ、こちらがシステム開発・変更関係になりまして、戸籍情報システム改修についてということで改修内容等こちらに記載されているとおりとなっております。

続きまして7ページになりますが、こちらが業務委託の項目になりまして、戸籍情報システム改修業務及び保守業務の委託についてということで、委託先が富士通株式会社となっております。内容等につきましては、先ほどご説明したとおりとなりまして、委託の開始時期は審議会の上承日から令和3年3月末日までを予定しているものになります。

委託に当たり区が行う情報保護対策につきましては、そちらに記載のとおりとなっております。9ページに特記事項をおつけしているという内容になっています。

以上となります。

【会 長】事務局のほうからセキュリティアドバイザーの意見を。

【区政情報課長】アドバイザー意見一覧の上から3行目でございます。先ほどと同様の意見が出ております。内部の研修や操作研修、継続的に実施することということで、先ほどと同様に担当課のほうでは研修を講じて事故がないように防止に努めていくということで、回答をいただいております。

以上です。

【会 長】それでは本件についてご質問かご意見がありましたら、どうぞ。藤原委員。

【藤原委員】この地方公共団体情報システム機構、特別定額給付金のときに随分トラブルがあったように記憶しているのですが、特別定額給付金のような情報を扱う場合と随時送信する場合は違うといえばそうだと思うのですが、この図の中ではデータのやり取りをして、それがきちんと届いたかどうかとか、そういう確認はどういうふうになるのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【戸籍住民課長】随時でデータを送受信しますので、J-L I Sに通知を送った後に、区がJ-L I Sから今度総務省を経由して法務省のほうにも連絡が行くことになります。法務省からまた区のほうに、そのデータが返還するような形で確認ができますので、そちらのほうで確認をとるという流れになります。

【藤原委員】分かりました。ありがとうございます。

【会 長】よろしいですか。ほかにご質問かご意見はございますでしょうか。三雲委員、どうぞ。

【三雲委員】住民基本台帳法によって、J-L I Sを加えていることについて、実質的にどうしてこうする必要があるのか分からないので、これを教えてください。

【会 長】ご説明ください。

【戸籍住民課長】実はこちらの附票、この後にまた制度面での改正が予定されておりまして、それは恐らく令和4年ですとか、そういった時期になろうかと思うのですが、このJ-L I Sに情報が行きますと、J-L I Sから総務省のほうにもまたデータが行きます。総務省から戸籍の附票ですとかデータ、情報が法務局のほうに行くのですが、法務局に行く際にマイナンバーについては情報が使えないので、こちらのほうで、先ほど申しあげました情報提供用個人識別符号、こちらのほうと合わせて附票のデータが行って、戸籍と附票のマッチングがそこで初めて法務省のほうでできるという流れになりまして、その間の仲立ちをするのがJ-L I Sを

通してできないということで、マイナンバーのデータはJ-LISと総務省が持っているということで、そこに情報提供用個人識別符号、これは法務省が持っていますので、そちらをJ-LISに送って、J-LISのほうから住基の情報とマッチングさせたもの、そういったものを法務省のほうに、マイナンバーは送らずに情報提供用個人識別符号をデータとセットで送るので、初めてそこで法務省は戸籍と附票といいますか、住基の情報を得て、社会保障関係のところから情報を提供できるという、そういう流れになりまして、区のほうで関わるのは、今だったらここまでということで、なのでJ-LISのところまで止まってしまって、ちょっと今回分かりづらい図式なのですが、今後はそういった流れが予定されているというものになります。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】そうすると区民の情報というものが、この先転々と流れていって、最終的にまた区に戻ってくるという形になると思うのですが、仕方がない部分もある一方で、この複雑なやり方がどうなのか。こういった情報のやり方について、自治体のほうからも別の適切な方法がないかどうか検討して、声を上げていただければと思います。

【会 長】ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。

ないようでしたらこれも先ほどと同じように、外部結合とかシステム開発とか業務委託と関係あるのですが、報告事項ということでよろしいようなので、これでよろしければ了承ということになります。了承してよろしゅうございますか。

では本件は了承いたします。

それでは、これもちまして本日の審議は終わりにいたしますけれども、事務局のほうから何か連絡事項がありましたらお願いします。

【区政情報課長】長時間ありがとうございました。次回の審議会ですけれども、来月12月17日の木曜日、午後2時からということで、こちらのほうの会場については5階の大会議室を予定しております。よろしく願いいたします。

【会 長】それでは、これもちまして本日の審議会を閉会いたします。長時間どうもありがとうございました。

午後4時10分閉会